

# 第5章



究極の自販機

## 犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組

### 第1節

特性に応じた効果的な指導の実施 .....

## 第1節

## 特性に応じた効果的な指導の実施

## 1 適切なアセスメントの実施

## (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則<sup>\*1</sup>」にのっとった処遇を実施するため、2017年（平成29年）11月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（[資5-66-1](#) 参照）を活用している。現段階におけるGツールは、原則として、入所時等に実施する刑執行開始時調査において全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（[【施策番号83】](#) 参照）の対象者選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所では、法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA<sup>\*2</sup>」という。）（[資5-66-2](#) 参照）を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCAに加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を実施している。

また、全ての少年院在院者に、原則として在院中に1回以上少年鑑別所が処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察のほか、MJCAの再評価等を通じて、少年院入院後の処遇による変化等を把握・分析し、社会復帰後も見据えた処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設<sup>\*3</sup>や児童養護施設<sup>\*4</sup>の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所では、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP<sup>\*5</sup>）（[資5-66-3](#) 参照）を開発し、2021年（令和3年）1月から実施している。同アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとすることを目指している。

※1 RNR原則  
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 MJCA  
Ministry of Justice Case Assessment toolの略称。

※3 児童自立支援施設  
非行問題を始めた児童の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※4 児童養護施設  
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

※5 CFP  
Case Formulation in Probation/Paroleの略称。



資5-66-1

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

## 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

### Gツールの概要・構成

※Gは「General」（一般の）の頭文字

#### 【概要】

- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進捗の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

#### 【調査項目の構成】



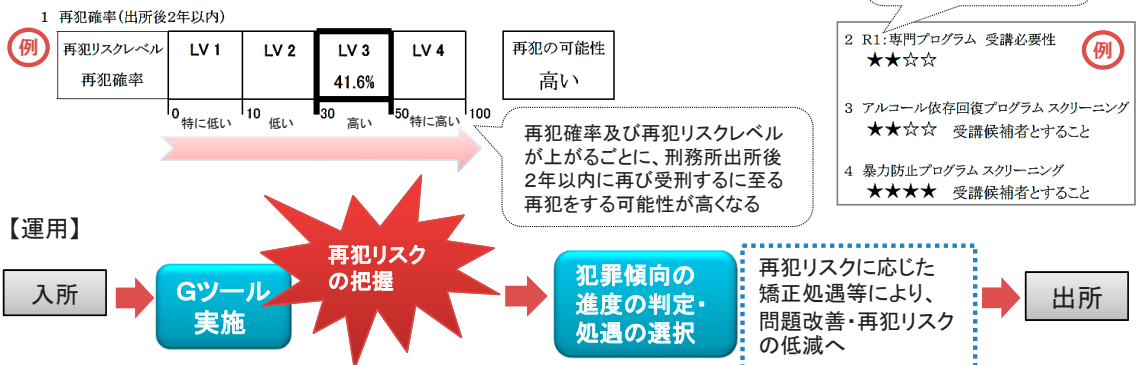
### Gツールの実施・結果の活用

#### 【実施要領】

- ✓ 対象者・・・原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期・・・原則として、確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点・・・実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

#### 【結果の活用】

- ✓ 犯罪傾向の進捗の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1、アルコール、暴力）の対象者等の選定



### 開発の経緯・今後の開発予定

#### 開発の背景・経緯

平成24年7月20日策定  
「再犯防止に向けた総合対策」  
（犯罪対策閣僚会議）

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”  
が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール開発へ

H24	海外の動向調査
H25	試行版作成 調査デザイン立案
H26	本試行、遡及調査実施
H27	出所前調査実施
H28	Gツール習熟試行
H29	Gツール運用開始 （静的リスク項目中心）

#### 今後の開発予定

R  
静的リスク

N  
動的リスク

R  
プログラム適合性

※動的リスク等も含む改訂版を開発中

Gツール  
(H29年現在)

Gツール  
改訂版

出典：法務省資料による。

資5-66-2

法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

# 法務省式ケースアセスメントツール

## Ministry of Justice Case Assessment tool

### 概要

- 少年鑑別所入所者等の**再非行の可能性**及び**教育上の必要性**を定量的に把握するアセスメントツール
- 平成25年から、全ての入所者に実施
- 諸外国の同種ツールと同等の、**高い信頼性と妥当性を確認**

### 開発

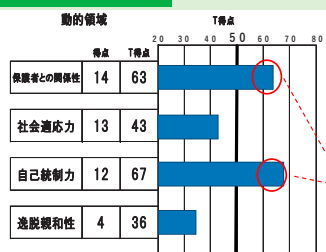
- 少年鑑別所入所者約**6,000名**に対し、2年間、少年鑑別所への再入所の有無を調査し、統計的分析により、**再非行と密接に関連する要因**を特定
- 統計学やリスク・ニーズアセスメントツールに造詣の深い**外部有識者**からの開発に係る手続きや構成等の**継続的な助言**

### 構成

静的領域	5領域24項目	教育により変化しない	動的領域	4領域28項目	教育により変化する
生育環境	5項目	「家族に少年を虐待する者がいた。」	保護者との関係性	7項目	「保護者に反発している。」
学校適応	3項目	「学業不振があった。」	社会適応力	9項目	「学校生活又は就労生活に対する意欲が乏しい。」
問題行動歴	6項目	「小学生時に喫煙又は飲酒があった。」	自己統制力	5項目	「欲求不満耐性が低い。」
非行・保護歴	6項目	「財産非行がある。」	逸脱親和性	7項目	「法律を軽視している。」
本件態様	4項目	「本件は同種事案の再非行である。」			

鑑別担当者が、面接、行動観察、外部資料等を踏まえて評定

### プロフィール



■ 静的領域・動的領域のプロフィールを表示  
 ■ T得点は、問題性の大きさを相対的に示す(平均は50)  
 この場合「保護者との関係性」と「自己統制力」の問題性が大きい

### 区分・所見

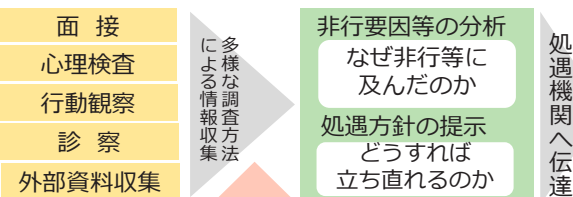


■ 領域ごとに再非行の可能性及び教育上の必要性の高さを、区分で表示  
 ■ I→II→III→IVとレベルが上がるにつれて、再非行の可能性及び教育上の必要性が高くなる

### 運用

#### 継続的なアセスメント

#### 少年鑑別所 - 審判鑑別時 -



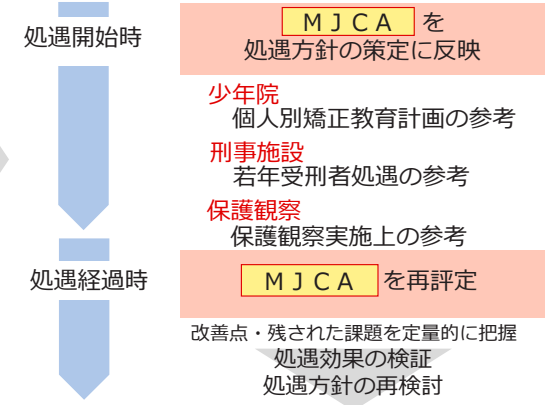
**MJCA** より精度の高い鑑別を実現

実証データに基づく、再犯・再非行の要因を踏まえた**対象者の理解・分析の促進**

再犯・再非行の可能性と教育上の必要性を参考に**処遇意見の提示**

再犯・再非行防止に向け、優先度を踏まえた、**実効ある処遇方針の提示**

#### 少年院・保護観察所等 - 処遇鑑別等時 -



#### 非行・若年犯罪の全体的傾向の分析

データの蓄積・分析による、非行・若年犯罪の全体的傾向・特徴に関する知見

出典：法務省資料による。

## 資5-66-3

## Case Formulation in Probation/Parole (CFP) の概要

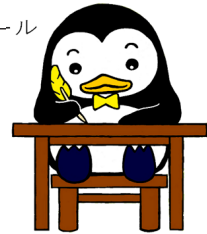
## CFP を活用した保護観察

## 1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole) とは

○保護観察官が保護観察対象者の**アセスメント（見立て）**を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・

- ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
- ・何を指導（支援）する必要がある？
- ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

## 2 CFPの目的

これまで  
保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない  
⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入  
保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施  
⇒より適切に処遇方針を決定  
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

## 3 CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価  
統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

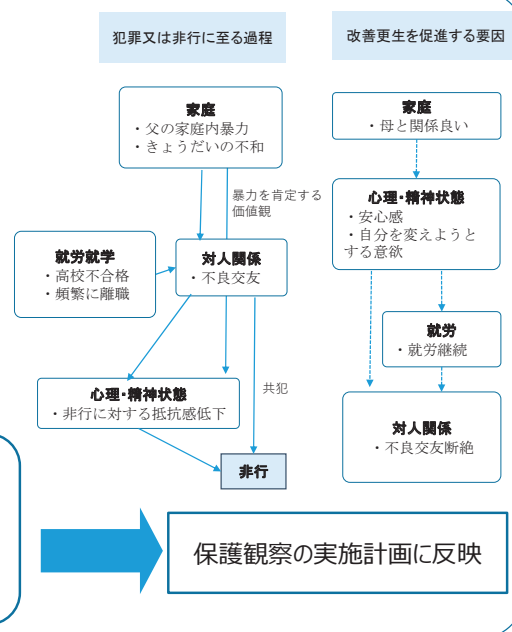
②「問題」と「強み」をとりまとめる

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と、犯罪又は非行を抑制し、**改善更生を促進する要因（強み）**について、8つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）ごとに整理

③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析（右図参照）

処遇方針の決定

- どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）
- 何を指導（支援）するか（指導監督及び補導援護の内容）
- どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）



出典：法務省資料による。

## (2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護人から提供される更生支援計画書<sup>※6</sup>等の処遇に資する情報を活用する取組の試行を2018年度（平成30年度）から開始した。また、試行の結果を踏まえて、2023年度（令和5年度）からは、同取組を全国の刑



事施設及び保護観察所において、実施している。

また、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

## 2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

### (1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号83】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（[資5-68-1](#)参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（2022年度（令和4年度）の受講開始人員は553人（前年度：433人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム<sup>\*7</sup>」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム<sup>\*8</sup>」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、2019年度（令和元年度）に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が10.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。2022年度（令和4年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂するなど、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪や、例えば、下着の窃盗等、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導（[資5-68-2](#)参照）を実施しており、2022年（令和4年）は、138人（前年：126人）が修了した。また、男子少年院2庁（北海少年院及び福岡少年院）が重点指導施設として指定されており、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。2022年度（令和4年度）は、21人（前年度：28人）が同指導を修了した。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。2019年度（令和元年度）に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が11.1ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。2022年度（令和4年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用することや性的な興味関心・問題への対処状況の継続的な点検等を目的として、従前のプログラムの改訂を行い、性犯罪再犯防止プログラム（[資5-68-3](#)）を実施している。

なお、2022年度（令和4年度）以降の刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の具体的な運用等については「性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度

※6 更生支援計画書

弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面。

※7 調整プログラム

知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報やSST等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

※8 集中プログラム

刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常プログラムの内容を凝縮し、短期間で実施する。

～)』<sup>※9</sup>を参照。

資5-68-1 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の概要



刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

- 指導の目標  
強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。
  - 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
  - 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
  - 指導方法 グループワーク及び個別に取り組み課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
  - 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※
- ※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施
- （認知行動療法）  
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の構造、実施目的について理解させる。</li> <li>・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。</li> <li>・対象者の不安の軽減を図る。</li> </ul>			
準備プログラム	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。</li> </ul>	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。</li> <li>・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。</li> <li>・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知の歪みと 変容方法	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知が行動に与える影響について理解させる。</li> <li>・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。</li> <li>・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。</li> </ul>	必修	選択	—
第3科 対人関係と 親密性	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望ましい対人関係について理解させる。</li> <li>・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感情が行動に与える影響について理解させる。</li> <li>・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。</li> </ul>	必修	選択	—
第5科 共感と 被害者理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他者への共感性を高めさせる。</li> <li>・共感性の出現を促す。</li> </ul>	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。</li> <li>・作成した自己統制計画の見直しをさせる。</li> <li>・社会内処遇への円滑な導入を図る。</li> </ul>			

出典：法務省資料による。

※ 2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、「指導の目標」の記載を「不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる」に改めた。

※9 「性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）」関係資料URL  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo\\_hogo06\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06_00002.html)  
 （法務省ホームページ「刑事施設及び保護観察所の連携を強化した性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）」へリンク。）



資5-68-2

少年院における性非行防止指導の概要

# 少年院における特定生活指導（性非行防止指導）

★ 指導目標

性に対する正しい知識を身に付けるとともに、自己の性非行に関する認識を深め、性非行をせずに適応的な生活をする方法を身に付けること

- 対象者 本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・強制性交等、強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

中核プログラム

- 実施形式 集団指導又は個別指導
- 指導時間数 12単元（1単元100分）

項目	指導内容	指導方法
① 中核プログラム (共通)	ワークブック教材を用いた、性非行に関する自己理解（気づき）を深め、自らの価値に基づく適応的な行動を活性化し、心理的柔軟性・共感性を向上させるための指導	・「J-COMPASS」を用いたグループワーク又は個別指導
② 周辺プログラム	自己の感情・思考への気づき、自己統制力の向上、受容的態度の育成、ストレスの低減及び集中力の向上を図るための指導	・マインドフルネス（呼吸に注意を向けるエクササイズ、ボディスキャン等）
	怒りの感情と向き合い、適切な対処方法を学び、円滑な人間関係を育むための指導	・アンガーマネジメント
	非行の重大性や被害者の心情を理解するための指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	正しい性知識を身に付け、男女の性差や平等性を理解して互いに尊重する姿勢を養い、適切な意思決定をする力を育むための指導	・性教育
	各種指導のフォローアップ、性被害や被害者への対応、生活上の問題等、対象者の性非行に関する個別の事情についての指導	・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
③ フォローアップ指導	中核プログラムの復習・見直しを行うとともに、出院後の生活を見据えた対処方法等を考えるための指導	・「J-COMPASS」を用いた個別指導

単元	指導科目
第1回	どんな自分でありたいか
第2回	これが私です
第3回	モチベーション
第4回	行動の選択
第5回	思考について
第6回	気持ちについて
第7回	性へのとらわれ
第8回	周囲の人との関係
第9回	自分にとっての大きな出来事
第10回	観察する自分
第11回	自分らしい生き方
第12回	新しい出発

知的能力に制約のある者に対しては、特別プログラム（JUMP）を実施

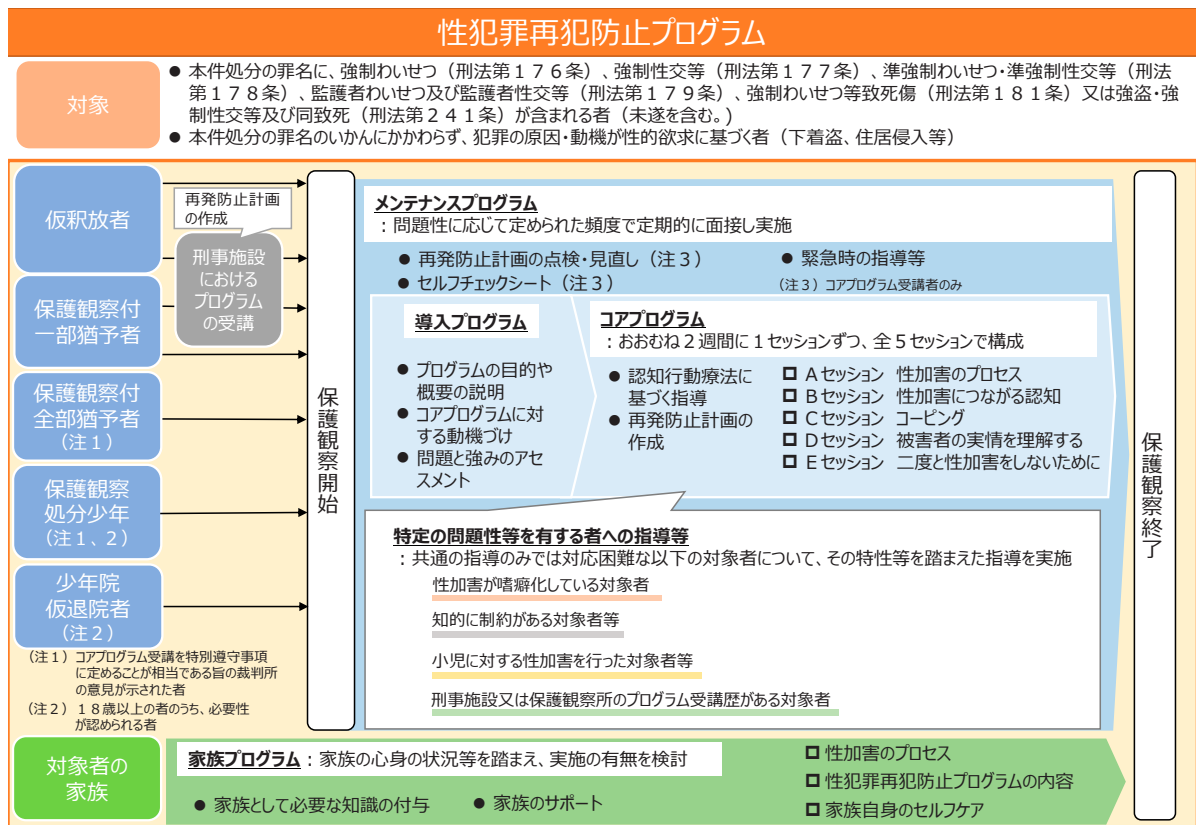
出典：法務省資料による。

※ 2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、「指導の対象者」の記載を、「本件の非行名が性非行に該当する者（強盗・不同意性交等、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ目的略取等）又はそれには該当しないものの、性的な動機により本件非行をじゃっ起した者（性的な動機に基づく「窃盗」や「傷害」、いわゆる痴漢や盗撮である「迷惑防止条例違反」等）のうち、性非行の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足が認められるもの」に改めた。



## 資5-68-3

## 保護観察所における性犯罪再犯防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

※ 2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受けて、「プログラムの対象」の記載を、「本件処分の罪名に、不同意わいせつ（刑法176条）、不同意性交等（刑法第177条）、監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法179条）、不同意わいせつ等致死傷（刑法第181条）又は強盗・不同意性交等及び同致死（刑法第241条）が含まれる者（未遂を含む。）」及び「本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗、住居侵入等）」に改めた。

## (2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている<sup>※10</sup>。

### 3 ストーカー加害者に対する指導等

#### (1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年（平成25年）4月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項<sup>※11</sup>違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施して

※10 2023年（令和5年）7月13日に刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行され、刑法（明治40年法律第45号）の性犯罪に関する規定が改正されたことを受け、警察は、16歳未満の子供に対して不同意わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、再犯防止に向けた措置を講じるよう制度を見直した。

※11 遵守事項

保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

いる。

## (2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

## (3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、2017年度（平成29年度）に、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について、一定期間におけるストーカー加害者の再犯の状況等に関する調査研究を実施した。本調査研究では、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を行っており、これを踏まえ、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について2021年度（令和3年度）に刑事施設向けの執務参考資料を作成したほか、保護観察所においては、2021年（令和3年）1月から類型別処遇（【施策番号83】参照）に新たに「ストーカー」類型を位置付け、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を実施している。また、警察庁では、2022年度（令和4年度）にストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究<sup>※12</sup>を実施した。本調査研究では、大中小規模の地方公共団体及びその区域内の医療機関等に対するアンケート調査・ヒアリング調査が実施され、調査会社により課題や方向性が報告書に取りまとめられた。

## 4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

### (1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、警察、弁護士等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号83】参照）として暴力団離脱指導（資5-73-1参照）を実施している（2022年度（令和4年度）の受講開始人員は374人（前年度：383人）であった。）。

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター<sup>※13</sup>及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等を行っている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（同働き掛けによる暴力団離脱人員については、資5-73-2参照）。

※12 「令和4年度ストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究報告書」の概要及び全文が警察庁ホームページ（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/index.html>）に掲載されている。



※13 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

## 資5-73-1

## 刑事施設における暴力団離脱指導の概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 暴力団離脱指導

- 指導の目標  
暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
- 対象者  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者  
・ 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、職業安定所職員）等
- 指導方法  
・ 講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴  
・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
- 実施頻度等  
1 単元50分 9 単元、標準実施期間：2～4か月

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	討議、課題作文、面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文、面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議、課題作文、面接、役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義、視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	討議、課題作文、面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等）、討議、面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等）、課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義、討議、面接、課題作文

出典：法務省資料による。



## 資5-73-2

## 離脱者数の推移（概数）

（平成30年～令和4年）

年次	離脱者数（概数）
平成30年	640
令和元年	570
2	510
3	430
4	360

注 1 警察庁調査による。

注 2 離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

**(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】**

警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

**5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等****(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】**

法務省は、少年院において、適正な処遇（[資5-75-1](#)参照）を展開するため、生活の場である集団における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（2022年度（令和4年度）は、21庁（前年度：20庁）で複数指導体制を実施）。

資5-75-1

少年院における処遇の概要

# 少年院の処遇



出典：法務省資料による。

## (2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（2022年度（令和4年度）は、全少年院において、合計224回（前年度：209回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼が多く寄せられており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広いものとなっている。2022年（令和4年）におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、2,479件（前年：2,533件）であった。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、都道府県警察少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、2020年度（令和2年度）から、法務省児童虐待防止プランに基づき、全国の少年鑑別所（法務少年支援センター）が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関とより一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被虐待経験を有していたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細かな支援等を実施している。

### (3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えている。

### (4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号59】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

### (5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブックの提供や面接等を実施するとともに、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」<sup>\*14</sup>の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2022年度（令和4年度）の保護者会等の実施回数は36回（前年度：20回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関

\*14 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」  
[https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02\\_00049.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00049.html)





係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

#### (6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2020年（令和2年）10月、法制審議会から法務大臣に対し答申<sup>※15</sup>がなされた。

法務省においては、回答申のうち、まず、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等に関する法整備を行うこととし、2021年（令和3年）2月、少年法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出した。その後、同年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が成立し、2022年（令和4年）4月1日から施行された。

この改正により、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、引き続き少年法の適用対象としつつ、17歳以下の少年とは異なる特例として、①いわゆる原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を加えること、②保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないとするとともに、ぐ犯をその対象から除外すること、③検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこと、④18歳又は19歳の時に犯した罪により公判請求された場合には、いわゆる推知報道の禁止に関する規定を適用しないことが定められた。

同法律の施行に合わせて、少年法第64条第1項第2号の「2年の保護観察」の期間中に遵守事項違反のあった特定少年を一定期間収容し<sup>※16</sup>、その特性に応じた処遇を行う少年院として、新たに第5種少年院が設けられた。同少年院では、「保護観察復帰プログラム」（[資5-80-1](#)参照）を導入し、保護観察所と連携して実施することとした。さらに、全ての少年院において、民法上の成年となる特定少年に対して、大人としての自覚を高めるための特定生活指導「成年社会参画指導」（[資5-80-2](#)参照）を導入するなど、矯正教育の一層の充実を図っている。

少年鑑別所においても、特定少年について原則逆送事件の対象拡大等の特例が設けられたことを踏まえ、鑑別実施体制の強化を図ることとした。

保護観察所では、「2年の保護観察」に付された特定少年に対する処遇の充実を図るための方策として、薬物再乱用防止プログラム（[【施策番号44】](#)参照）や性犯罪再犯防止プログラム（[【施策番号68】](#)参照）等の専門的処遇プログラムについて、必要性が認められる場合は、これらの受講を特別遵守事項として義務付けて実施している。また、少年法第64条第1項第1号の「6月の保護観察」について、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせるなどの処遇（更生指導）を行っている。

また、法務省においては、法制審議会からの前記答申に基づき、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備を行うこととし、2022年（令和4年）3月、刑法等の一部を改正する法律案を第208回国会に提出した。その後、同年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、同月17日に公布された。

同法では、①懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること、②再度の刑の全部の

※15 法制審議会の議事録及び関係資料は、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html>）に掲載されている。



※16 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法第64条第1項第2号の規定に基づく保護処分の保護観察期間は2年であり、期間中、家庭裁判所は、保護観察所の長の申請があった場合において、この保護処分を受けた特定少年が、その遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、本保護処分を受けた特定少年を少年院に収容する旨の決定をしなければならない。

執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大すること、③猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができるようにすること、④再び保護観察付全部執行猶予を言い渡された者については、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施すること、⑤受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として明記すること、⑥刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大すること、⑦申出のあった被害者等から心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察に生かすこととするほか、申出により保護観察対象者にその心情等を伝達する現行法上の措置に加えて、受刑者に対してもその心情等を伝達できるようにすること、⑧刑の執行を終えた者等に対する援助を拡充すること等が定められた。

①から④までは公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、⑤から⑧までは令和5年12月1日から施行することとされた。



## 資5-80-1

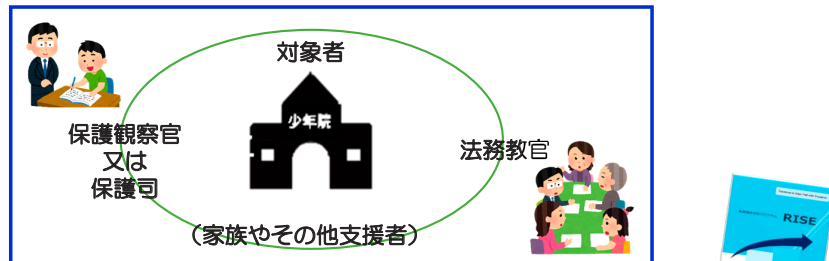
## 少年院における保護観察復帰プログラムの概要

## 第5種少年院の処遇～保護観察所との連携強化

## 矯正局と保護局が協働で開発し、少年院と保護観察所が連携して実施するプログラム

## &lt;第5種少年院とは&gt;

2年の保護観察処分を受けた少年が保護観察中に重大な遵守事項違反があった場合に、1年の範囲内で少年院に収容し、保護観察への復帰に向けた各種動き掛けを行います。



## 保護観察復帰プログラム（第5種少年院在院者に対するプログラム）

## 指導目的

保護観察の指導監督等により改善更生を図ることができる状態になるよう、更生への動機づけを高めること

## 指導形式

教材「RISE (Roadmap to Ideal Self with Engaging)」を用いた集団指導、個別指導等

単元	単元名	内容
1	今の自分	今の気持ち・状況を見つめる
2	2つの気持ち	保護観察中の生活を振り返る
3	私の大切なもの	自分の価値を探る
4	ありたい自分	「ありたい自分」を明確化する
5	保護観察を受けるのはなぜ? ★	保護観察の意義を学ぶ
6	強みと資源	自分の強みや資源を明確化する
7	「ありたい自分」へのステップ	ありたい自分を実現するための生活・行動を考える
8	ハードルを越える	保護観察再開後の危機場面への対処法を考える
9	私のロードマップ	出院後の行動計画を作成
10	新たな出発 ★	更生への決意を固める

★ 保護観察官又は保護司の参加単元

出典：法務省資料による。



## 資5-80-2

## 少年院における成年社会参画指導の概要

## 矯正教育の充実～成年社会参画指導の導入

## ★ 指導目標

成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等

## 対象者

成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていない者

## 指導内容

①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム

②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム

③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施

## 実施結果

更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供



## 指導内容の概要（中核プログラム）

単元	指導科目
第1回	大人になる①
第2回	非行・犯罪について①
第3回	ルールについて
第4回	契約について
第5回	契約トラブルについて
第6回	訴訟について
第7回	家族について
第8回	結婚について
第9回	仕事について
第10回	友人について
第11回	非行・犯罪について②
第12回	大人になる②

※ 短期社会適応課程及び保護観察復帰指導課程においては、6単元の短縮版を標準とする。

出典：法務省資料による。

さらに、法制審議会からの前記答申において、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が求められた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ることとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うこと、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うことが求められた。

これを踏まえ、①については、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいて、若年受刑

者のうち、犯罪傾向が進んでいない者を収容し、小集団のユニットで共同生活を送らせることにより、基本的な生活能力、対人関係スキル等の向上を図り、受刑者と職員間の対話を通じた信頼関係に基づく処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を2022年度（令和4年度）から実施している。

また、②については、少年院であった「市原学園」を刑事施設に転用した「市原青年矯正センター」（資5-80-3参照）において、知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容の上、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心として行う「少年院転用型処遇」を2023年度（令和5年度）から実施している。

### 資5-80-3 市原青年矯正センター（概要）

## 若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇

法務省矯正局

### 背景

【法制審議会諮問第103号答申】

刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実を図ること。

- 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
- 特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う。

### 少年院転用型処遇対象者

おおむね26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者等を対象者として選定

### 少年院転用型処遇の基本的枠組

- 少年院を転用した刑事施設に収容し、少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇を実施
- 少年院の知見を活用し、個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を展開
- 刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携

### 市原青年矯正センター（千葉県市原市）

- 定員：72名
- 特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

### カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーション トレーニング	教科指導	体育
	特別改善 指導	障害特 性別 指導	自己理解 指導	集会活動	ライフスキル 指導
	個別面接		個別面接	集会活動	個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

### 社会復帰支援（イメージ）

- 在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整
- 出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

出典：法務省資料による。

### 特性に応じた矯正処遇（イメージ）

#### 【改善指導】

- 自己理解指導
- 障害特  
性別  
指導
- ライフスキル指導
- 認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
- 対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等

#### 【教科指導】

- ICT機器の活用
- 高卒認定試験受験指導

#### 【作業・職業訓練】

- 機能向上作業
- 就労実務科
- ビルハウスクリーニング科 等



## 6 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、全国の女性刑事施設12庁のうち、PFI手法を活用した刑事施設<sup>\*17</sup>である美祢社会復帰促進センター及び公共サービス改革法を活用した刑事施設<sup>\*17</sup>である喜連川社会復帰促進センター以外の10庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に、臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全

\*17 PFI手法や公共サービス改革法を活用した刑事施設

刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）や公共サービス改革法の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センター及び喜連川社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。また、2019年度（令和元年度）には、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女性刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施している。

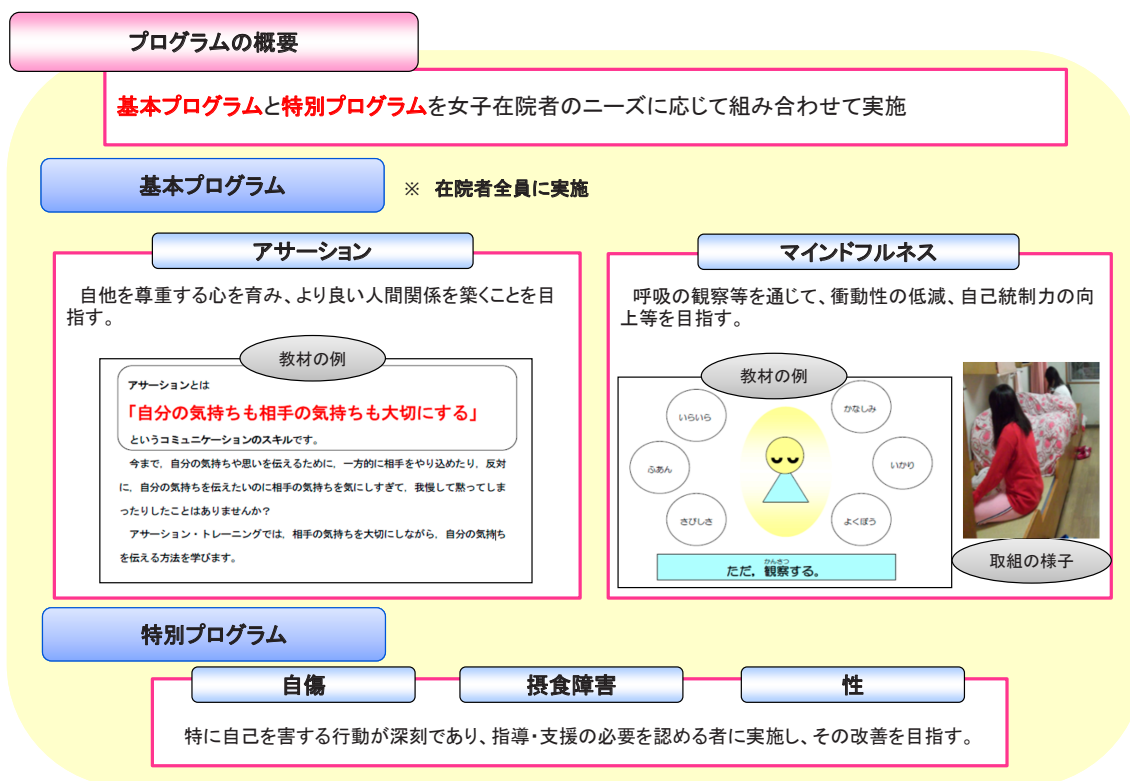
少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2016年度（平成28年度）から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（[資5-81-1](#) 参照）を試行しつつ、同プログラムの効果検証を進め、2022年度（令和4年度）から本格的な運用を開始した。

さらに、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度（平成29年度）から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。

### 資5-81-1

### 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

## 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム



出典：法務省資料による。

## 7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程<sup>※18</sup>を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程<sup>※19</sup> I～Vのいずれかを履修するよう指定している（2022年（令和4年）、支援教育課程 I～Vの

※18 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等、一定の共通する特性を有する在院者を類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※19 支援教育課程

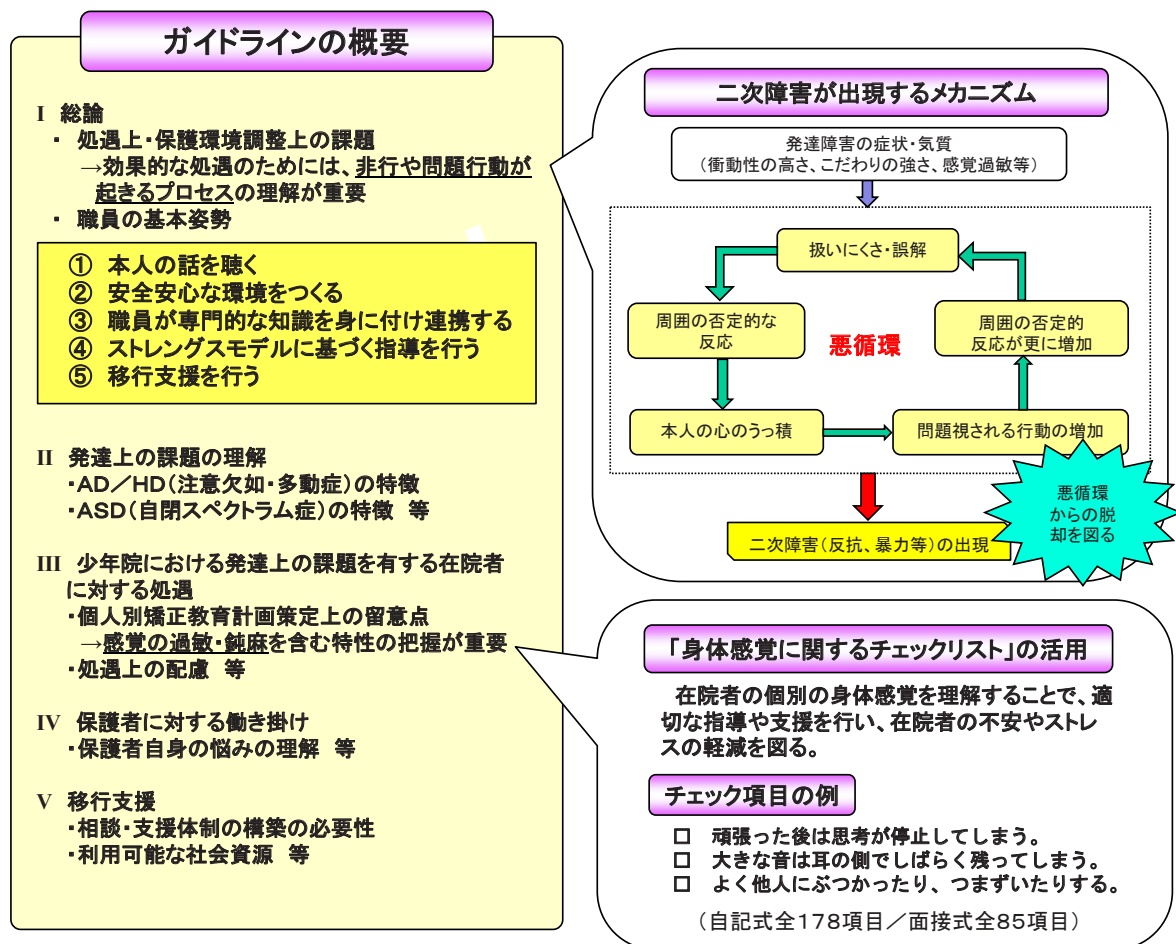
障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

いずれかを指定された在院者は439人（前年：411人）。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（[資5-82-1](#)参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要

## 発達上の課題を有する在院者に対する 処遇プログラム実施ガイドライン



出典：法務省資料による。

### 8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

#### (1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）等の特別改善指導（[資5-83-1](#)参照、同指導の受講開始人員は[資5-83-2](#)参照）のほか、一般改善指導（[資5-83-1](#)参照）としてアルコール依存回復プログラム（[資5-83-3](#)参照）や暴力防止プログラム（[資5-83-4](#)参照）等を実施している。



特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付け、実践できるようにするため、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号86】参照）も実施している。

少年院では、2018年（平成30年）から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるため、被害者の方々に協力いただいて視聴覚教材を作成し、2021年度（令和3年度）から、特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は資5-83-5参照）。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プログラム（【施策番号68】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）、暴力防止プログラム（資5-83-6参照）及び飲酒運転防止プログラム（資5-83-7参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針<sup>※20</sup>として設定するなどして実施している。なお、2022年度（令和4年度）からは、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施している。2022年（令和4年）における各プログラムの開始人員は、性犯罪再犯防止プログラムが77人、薬物再乱用防止プログラムが106人、暴力防止プログラムが39人、飲酒運転防止プログラムが2人となっている。

2019年（令和元年）から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（資5-83-8参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、2020年（令和2年）3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせることなどを通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

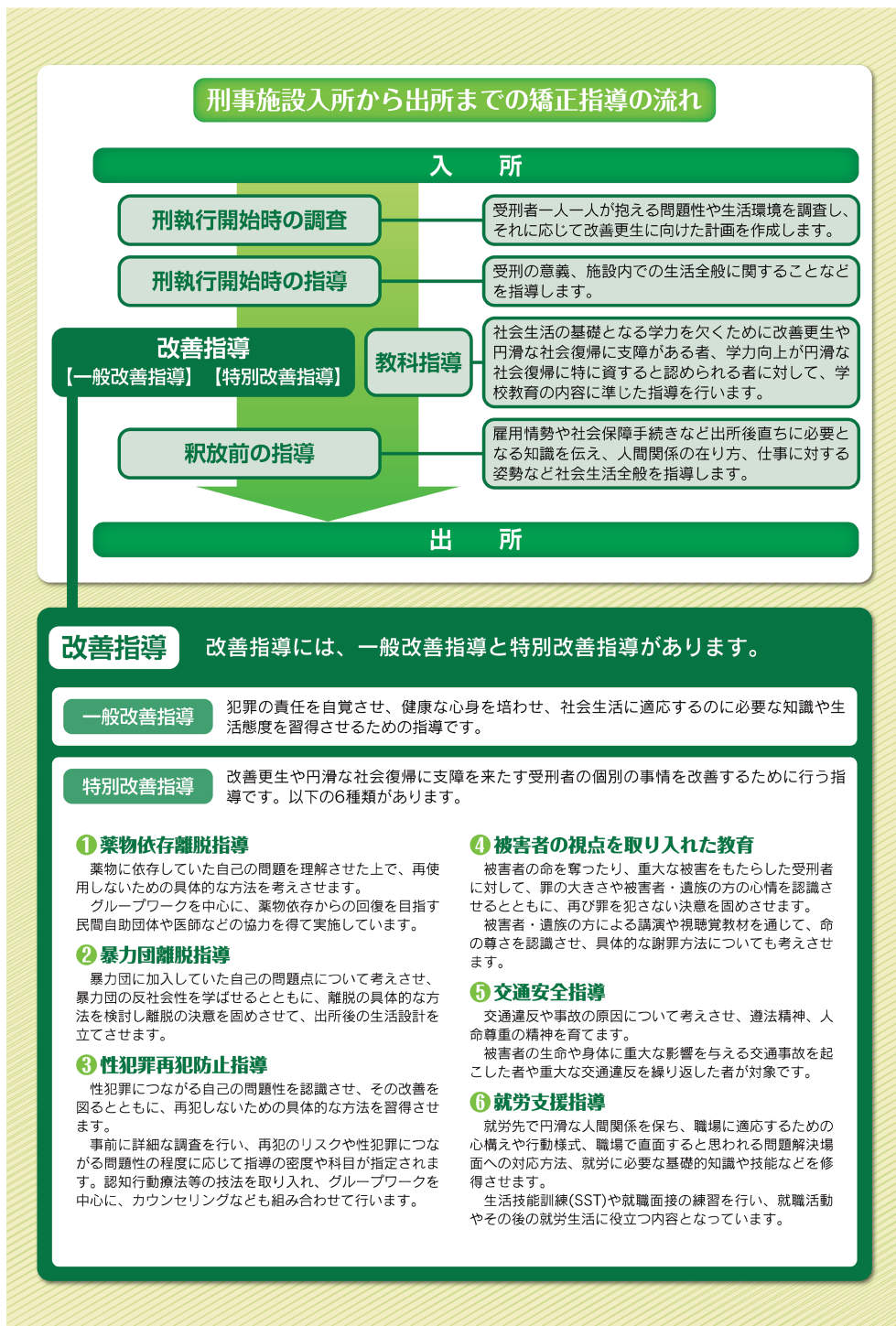
さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」を実施しているところ、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、2021年（令和3年）1月から新たな「保護観察類型別処遇要領」を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している（資5-83-9参照）。同要領では、昨今の犯罪・非行情勢等を踏まえ、「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学」類型を新設したほか、「精神障害」類型の下位類型として「発達障害」、「知的障害」類型を定めるなど、類型の区分を見直すとともに、保護観察対象者に対する類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用した処遇を実施している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特

※20 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

殊詐欺グループ以外の居場所をもてるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪しよう感を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

資5-83-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ（一般改善指導及び特別改善指導の概要）



出典：法務省資料による。

## 資5-83-2 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

(平成30年度～令和4年度)

プログラムの種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
薬物依存離脱指導	9,728	8,751	7,707	7,493	7,418
暴力団離脱指導	694	557	551	383	374
性犯罪再犯防止指導	797	563	424	433	553
被害者の視点を取り入れた教育	793	696	538	468	530
交通安全指導	1,863	1,804	1,659	1,583	1,621
就労支援指導	3,526	3,664	2,952	2,900	2,868

注 法務省資料による。

## 資5-83-3 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要

地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における一般改善指導

## アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標  
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者  
1 飲酒運転などの交通事犯者  
2 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者  
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法  
認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等  
1 単元60分から90分、12単元、標準実施期間：3～6か月

## カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。
2	サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。
3	外的引き金	外的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
4	内的引き金	内的引き金の知識を身につけ、自分の内的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
5	断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。
6	再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身につけ、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
7	再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
8	ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
9	スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
10	断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。
11	断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
12	まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。

## 資5-83-4

## 刑事施設における暴力防止プログラムの概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における一般改善指導

## 暴力防止プログラム

- 指導の目標
  - 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
  - 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
  - 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。
- 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
- 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
- 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

## カリキュラム

単元	項目	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。



資5-83-5

保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

プログラムの種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
性犯罪再犯防止プログラム	589	542	510	442	455
薬物再乱用防止プログラム	1,811	1,823	1,797	1,661	1,588
暴力防止プログラム	167	174	153	118	117
飲酒運転防止プログラム	186	169	173	177	143

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
性犯罪再犯防止プログラム	299	286	256	273	241
薬物再乱用防止プログラム	418	330	298	323	265
暴力防止プログラム	103	112	103	92	82
飲酒運転防止プログラム	75	83	51	53	51

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
性犯罪再犯防止プログラム	20	28	25	16	19
薬物再乱用防止プログラム	892	1,345	1,407	1,255	1,173
暴力防止プログラム	9	2	4	7	2
飲酒運転防止プログラム	6	3	3	1	3

- 注 1 法務省資料による。  
 2 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。  
 3 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成29年から令和4年3月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。  
 4 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

資5-83-6

保護観察所における暴力防止プログラムの概要

暴力防止プログラム

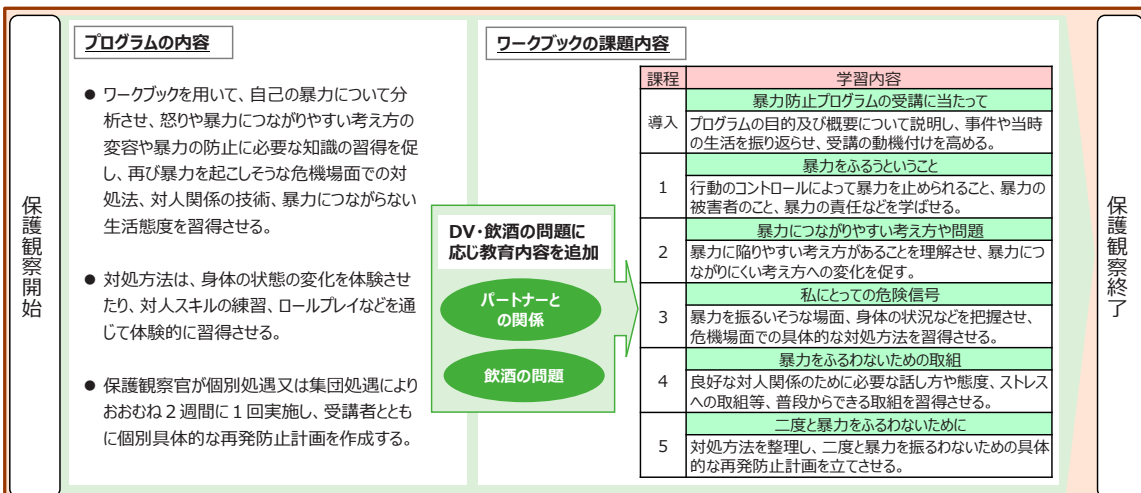
対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者
  - ② 今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部猶予者
- ▶ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ▶ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰二関スル法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）



出典：法務省資料による。

資5-83-7

保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- ▶ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ▶ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

- ① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
  - ② 酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
  - ③ 酒気帯び運転（道路交通法第117号の2第3号）
  - ④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※
- ※ アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。



ワークブックの課題内容

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入手する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかえとなることから特定し、そのひきかえに出会った場合及び出会うための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。

保護観察開始

保護観察終了

出典：法務省資料による。

資5-83-8

保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

暴力防止プログラム  
（児童虐待防止版）

暴力防止プログラム(児童虐待防止版)の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携し、適切な指導や支援に取り組む」とことされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号(身体的虐待)が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起しそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながらない生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしたかったことへの気付きや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
1	暴力をふるうということ 事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
2	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方 子供の気持ちを考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
3	危険信号と対処 暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
4	暴力をふるわないための取組 気持ちが伝わりやすい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
5	二度と暴力をふるわないために 対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

出典：法務省資料による。

資5-83-9

保護観察所における類型別処遇の概要

類型別処遇	
類型別処遇の目的	<p>保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。</p>
※類型別処遇ガイドライン	
類型の区分	
類型の区分	
関係性領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待</li> <li>配偶者暴力</li> <li>家庭内暴力</li> <li>ストーカー</li> </ul>
不良集団領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団等</li> <li>暴走族</li> <li>特殊詐欺</li> </ul>
社会適応領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労困難</li> <li>就学（中学生）</li> <li>精神障害（発達障害、知的障害）</li> <li>高齢</li> </ul>
嗜癖領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物</li> <li>アルコール</li> <li>性犯罪</li> <li>ギャンブル</li> <li>嗜癖的窃盗</li> </ul>

出典：法務省資料による。

(2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している（2022年度（令和4年度）は、刑事施設37庁が（前年度：31庁）、55か所の事業主体（前年度：45か所）との協定の下、社会貢献作業を実施）。

少年院では、全庁で特別活動指導<sup>※21</sup>として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（写真5-84-1参照）。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、自己有用感の醸成、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-84-1参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定して実施している。

また、保護観察所における社会貢献活動について、より効果的な運用を図ることを目的として、全国8ブロックにおいて地方別協議会を開催し、社会貢献活動の実施状況等について情報交換を行うほか、効果が認められた実践や当面している課題等に関する協議を行っている。

2022年度（令和4年度）末現在、社会貢献活動場所として2,085か所（前年度：2,069か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,029か所（前年度：1,027か所）、公共の場所が813か所（前年度：806か所）、その他が243か所（前年度：236か所）となっている。2022年度（令和

写真5-84-1

社会貢献活動（小学校下駄箱塗装）



写真提供：法務省

※21 特別活動指導

少年院法第29条に規定される、在院者に対し、その情緒を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせることを目的とした指導で、社会貢献活動、野外活動、運動競技、音楽、演劇等に関する指導を行っている。



4年度)においては362回(前年度:322回)の社会貢献活動を実施し、延べ570人(前年度:554人)が参加した。

### 資5-84-1

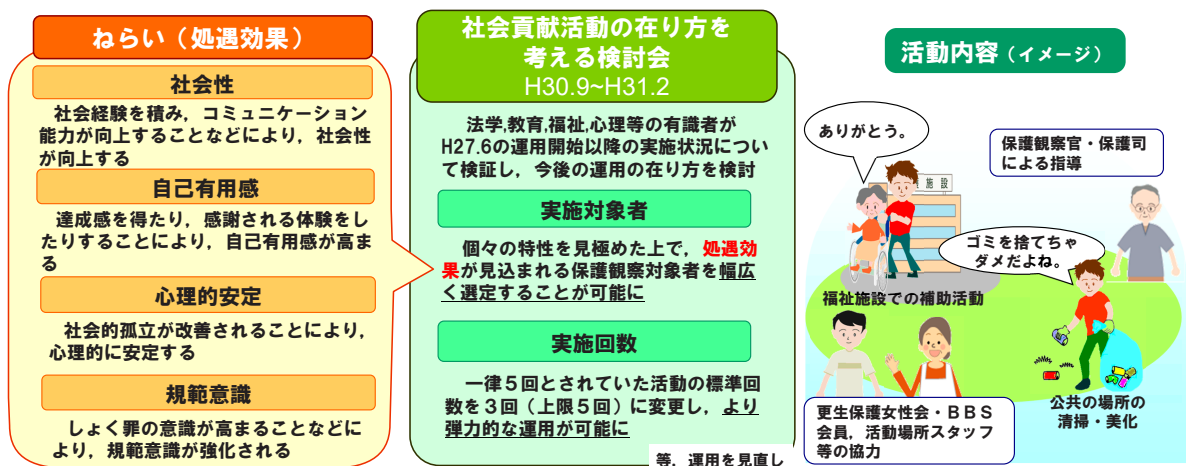
### 保護観察所における社会貢献活動の概要

## 保護観察における社会貢献活動

### ! Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの

特別遵守事項で設定



出典：法務省資料による。

### (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク<sup>\*22</sup>や自助グループ<sup>\*23</sup>を始めとする民間団体や関係機関、地域社会等と連携し、処遇等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」(【施策番号52】参照)を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体と緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

### 9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせるため、特別改善指導(【施策番号83】参照)として被害者の視点を取り入れた教育(資5-86-1参照)を実施している(2022年度(令和4年度)の受講開始人員は530人(前年度:468人)であった)。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等につい

\*22 ダルク

Drug Addiction Rehabilitation Centerの略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。

\*23 自助グループ

同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援するNA(Narcotics Anonymous)、アルコール依存者の回復を支援するAA(Alcoholics Anonymous)、ギャンブル等依存者等の回復を支援するGA(Gamblers Anonymous)などがある。



て考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育（[資5-86-2](#)参照）を実施しており、2022年（令和4年）は、41名（前年：48人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報を指導に活用している。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせる指導監督を徹底している（2022年（令和4年）中に、心情等を伝達した件数は170件（前年：182件））。また、被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラム（[資5-86-3](#)参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（2022年（令和4年）に、しよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は373人（前年：371人））。

さらに、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」<sup>※24</sup>報告書、法制審議会からの諮問第103号に対する答申（【施策番号80】参照）を踏まえ、しよく罪指導プログラムの内容を充実させるとともに実施対象を拡大するなど、犯罪被害者等の思いに応える保護観察処遇の一層の充実を図っている。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）<sup>※25</sup>に紹介し、被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

※24 更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会

犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させるための方策等を検討することを目的に、2019年（平成31年）に法務省保護局長が設置した検討会であり、2020年（令和2年）に提言内容を含む報告書を取りまとめた。

※25 日本司法支援センター（法テラス）

国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人。

## 資5-86-1

## 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



地域社会とともに  
開かれた矯正へ

## 刑事施設における特別改善指導

## 被害者の視点を取り入れた教育

- 指導の目標  
自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。
- 対象者  
被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者  
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法  
ゲストスピーカー等による講話、グループワーク、課題図書（被害者の手記等）、役割交換書簡法 等
- 実施頻度等  
1単元50分 12単元 標準実施期間：3～6か月

## カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。	講話、グループワーク、課題図書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	講話（ゲストスピーカー等）、視聴覚教材の視聴、講義、課題図書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	課題作文、グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。	グループワーク、役割交換書簡法、講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク、課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的な方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク、視聴覚教材の視聴、講義



ゲストスピーカー

被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし、受刑者に対し、被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

資5-86-2

少年院における被害者の視点を取り入れた教育の概要

## 少年院における特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）

★ 指導目標

自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考える。

- 対象者 被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラムを組み合わせる実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

指導内容の概要

項目	指導内容	指導方法
① 中核プログラム (共通)	自己の与えた被害を直視し、非行の重大性や被害者等の現状を認識するとともに、被害者等に対する謝罪等の気持ちを高めるための指導	・「責任を考える」(ワークブック)を用いた個別指導又はグループワーク
② 周辺プログラム	被害者等の心情を正面から受け止めるための指導（3級及び2級の段階に実施することが望ましい）	・ゲストスピーカーによる講話 ・個別面接指導 ・課題作文指導 ・読書指導 等
	自己の非行に目を向けるとともに、罪障感を高め、謝罪等に向けた決意を固めるための指導（2級及び1級の段階に実施することが望ましい）	・ロールレタリング ・個別面接指導 ・課題作文指導 等

中核プログラム

○ 実施形式 個別指導又はグループワーク

○ 指導時間数 12単元  
(1単元100分)

単元	指導科目
第1回	被害者の方等が受けた被害について理解する
第2回	自分と向き合う
第3回	事実と向き合う①
第4回	事実と向き合う②
第5回	事件への自分の関与について考える
第6回	被害者の方等の視点から考える
第7回	償いについて考える①
第8回	償いについて考える②
第9回	償いについて考える③
第10回	償いを実現するための方法について考える①
第11回	償いを実現するための方法について考える②
第12回	これからの生き方について考える

出典：法務省資料による。

## 資5-86-3

## 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

## しよく罪指導プログラム

## 対象

- 被害者を死亡させ若しくはその身体に重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件により保護観察に付された者（短期保護観察、交通短期保護観察及び更生指導を受けている者を除く）
- その他、被害の状況や被害者感情等も踏まえ、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

## 目的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促すことを目的とする。

## 実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導  
ワークブックに沿って各課程の内容について実施対象者と話し合いながら学習を行う



## 内容

**導入** 保護観察開始当初の面接等において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示するほか、自己の犯罪行為を振り返らせ、指導プログラムに取り組む動機付けを行う。

**第1課程** 自己の犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者として負うべき責任について考えさせる。

**第2課程** 被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

**第3課程** 被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

**第4課程** 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導、しよく罪計画の見直し



出典：法務省資料による。

## 10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁、矯正施設及び更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する対象者情報のうち、相互利用に適する情報を対象者ごとにひも付けることにより、一元的に管理・共有する刑事情報連携データベースシステム（SCRIP<sup>※26</sup>）を運用している。その上で、他の機関が個々の対象者に実施した処遇・支援等の内容の詳細を把握できる「データ参照機能」や、再犯の状況把握や施策の効果検証等を簡易・迅速化する「データ分析機能」を利活用することにより、①再犯の状況や施策の実施状況の迅速かつ効率的な把握や、②各機関における個々の対象者に対する処遇・支援等の充実、③施策の効果検証や再犯要因等の調査研究の推進を行い、必要に応じ、施策の見直しや新たな施策の企画を行うなどして再犯防止施策の推進を図っている。

また、効果検証センター<sup>※27</sup>においては、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している<sup>※28</sup>。そのほか、

※26 System for Crime and Recidivism Preventionの略称。システムの機能と実績、活用例等については、令和3年度法務省行政事業レビュー公開プロセス資料参照。  
(<https://www.moj.go.jp/content/001350629.pdf>)



※27 効果検証センター  
矯正行政における証拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making, EBPM）の担い手として、刑事施設や少年院における処遇プログラムの開発やその再犯防止効果の検証、受刑者や非行少年の再犯可能性や指導・教育上の必要性を把握するアセスメントツールの開発・維持管理等を行う矯正研修所の部署。



有為な人材の育成や職員の職務能力向上に資するため、外部専門家を講師に招いて、拡大研修会を計画的に企画・実施しており、2022年度（令和4年度）は、知能検査の概要と解釈の実践、トラウマインフォームドケア、近年の薬物依存の理解と対応、高齢者のアセスメントと処遇等をテーマとして取り上げた。

なお、2020年（令和2年）6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2022年度（令和4年度）中に、法務省において諸外国の調査を行ったところであり、今後その結果を取りまとめることとしている。

法務総合研究所では、2022年（令和4年）10月に発刊した研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」<sup>※29</sup>及び同年12月に発刊した令和4年版犯罪白書<sup>※30</sup>の特集の一つである「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」において、犯罪者・非行少年に対して実施した質問紙調査の結果を分析し、その特徴、再犯・再非行のリスク要因、改善更生の契機、改善更生のためのニーズ等についてまとめて報告している。2023年（令和5年）3月には、研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」<sup>※31</sup>を発刊し、近年の特殊詐欺事犯をめぐる情勢のほか、裁判書や刑事確定記録、詐欺・窃盗初入者に対する質問紙調査結果等を用いて、特殊詐欺事犯者の基本的属性、科刑状況、再犯状況等に関する特徴を中心にまとめて報告した（【施策番号100】参照）。

※28 効果検証センターにおける研究結果  
刑事施設における職業訓練の効果検証結果について  
(URL : [https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13\\_00004.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei13_00004.html))



※29 研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」  
[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00116.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00116.html)



※30 令和4年版犯罪白書  
<https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/69/nfm/mokuji.html>



※31 研究部報告64「特殊詐欺事犯者に関する研究」  
[https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00119.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00119.html)



長崎刑務所における  
知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について

長崎刑務所

長崎刑務所は長崎県諫早市に所在する刑事施設であり、犯罪傾向の進んだ26歳以上の男子受刑者を収容しています。当所は、全国の刑事施設に先駆けて福祉的な観点を取り入れた指導や支援を推進してきた経緯があり、地元の関係機関や福祉事業者との連携実績もあることから、2019年（平成31年）4月に全国の刑事施設で唯一「社会復帰支援部門」を設立しました。以降、認知症等の配慮を要する高齢受刑者を九州各地の刑事施設から一定数集約し、身体機能や認知機能の維持向上を図る処遇を実施しています。

以上の取組に加え、当所では2022年度（令和4年度）から「知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」を実施することになりました。過去の調査研究において、刑事施設には知的障害を有する受刑者が一定数存在していることや、これらの受刑者は刑務所を出所してから再入所するまでの期間が短く、また、刑事施設の入所回数が多い傾向があることが明らかになっています。つまり、知的障害を有する受刑者は、必要な支援が得られないまま出所した場合、短期間で再犯を繰り返してしまうことが懸念され、その再犯防止のためには障害特性に対応した処遇・支援体制の整備が求められます。このような観点から本事業が実施されることになりましたが、刑事施設単独で事業を進めるには専門的知見やノウハウが不十分であるため、触法障害者の支援の実績を有する社会福祉法人南高愛隣会と業務委託契約を締結し、「①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整」を事業の4つの柱として2022年（令和4年）10月から本格的に事業をスタートしました。

以後、九州各地の刑事施設から対象者の受入れを進め、対象者個々に作成した処遇計画に基づいて各種プログラムを実施しています。比較的知的能力が高い者には「ジョブトレーニング」や「ビジネスマナー指導」を実施し、就労に必要な知識や技術を身に付けさせています。一方、知的能力の制約が比較的大きい者には、「農園芸作業」のほか、「体感協調プログラム」（和太鼓の練習）や「感情表現プログラム」（絵画作成）を実施し、他者と協調して行動する力や自己表現力を育む指導を実施しています。また、「犯罪防止学習」や「対人関係プログラム」、「生活スキルアップ学習」を共通プログラムとして実施し、再犯防止につながる知識や社会的スキルの習得も目指しています。当初、プログラムの受講に難色を示した者も回数を重ねるごとに意義を感じるようになり、現在はほとんどの対象者が意欲的にプログラムを受講しています。

療育手帳の取得等、地方自治体が窓口となる福祉的支援の調整のほか、出所後の息の長い寄り添い型支援の実現のためには、地域社会の理解と協力が重要であることから、2023年（令和5年）1月16日に長崎県、諫早市及び当所の三者で地域連携協定を締結しました。また、本事業の効果検証に協力をいただくため、日本福祉大学と法務省矯正局が同日、効果検証に関する連携協定を締結しています。

本事業は5か年計画のモデル事業であり、その効果を検証した上で、当所以外の刑事施設にも取組を拡大していくことを目指しています。前例のない新たな取組であり、乗り越えなければならない課題も多々ありますが、本事業を通じて知的障害を有する受刑者の再犯防止を推進しつつ、多機関の協力をいただきながら、「誰一人取り残さない」社会の実現につなげていければと考えています。



体感協調プログラム（和太鼓の練習）の様子



長崎刑務所知的障害受刑者処遇・  
支援モデル事業に係る協定締結式の様子

